

第27期（平成23年度）事業計画

平成23年4月1日～平成24年3月31日

本協会社員は、司法書士法第68条の趣旨に則り協力し合い団結して嘱託登記事務を通じて社会に貢献する視野に立ち下記の事業計画に向け社員全員が自助努力したい。

- 1 官公署に向け協会のPRと受託へ向け陳情活動の実施
- 2 諸規則の見直し整備
- 3 一般社団法人への移行認可申請を行い、移行認可を受ける。
- 4 司法書士会、政治連盟、リーガルサポート並びに土地家屋調査士協会との提携強化

本協会のインターネット上での情報公開は、全司協のホームページ

<http://www.zenshikyo.jp/shimane.htm> で行っています。

平成22年度から社員への連絡は、電子メールで行っていますので、メールアドレスを事務局までお届けください。（司法書士会への届出は、公嘱協会への届出とはみなしておりません。）